

平成27年12月21日

答申第652号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「一般財団法人NHKサービスセンター、NHKインターナショナル、NHKエンジニアリングシステムなどは、NHKへ配当などによって資金還元することができないが、株式会社ではなく財団法人の組織形態を選択した理由が分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書を作成・保有していないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年12月21日（第230回審議委員会）

第672号諮問、審議、答申